

株 主 各 位

東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社 インフォメーション クリエーティブ
代表取締役社長執行役員 齋藤良二

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、本総会につきましては、可能な限り議決権行使書による事前行使を行っていただき、株主総会当日のご来場をご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年12月17日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 東京都大田区大森北一丁目6番16号
大森東急REIホテル 5階フォレストルーム
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第43期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ic-net.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が、会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 3. 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類、連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.ic-net.co.jp/>）において周知させていただきます。
 4. 本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただくことといたしました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により景気が足下で大幅に下押しされており厳しい状況にあります。同様に海外経済についても、感染症の世界的流行の拡大により、足下で急速に減速しております。又、先行きについても、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、ビッグデータ、AI、及びIoTを活用したデジタルトランスフォーメーションの進展や、感染症対策のリモートワーク環境整備などの底堅い需要がある一方で、感染症による営業活動の制限や企業活動の低下などにより、厳しい経営環境となりました。

このような状況の中で当社グループは、顧客密着型ソリューションビジネスを主体としたサービス・技術の提供を進めるとともに、リモートワークやオンライン会議等の活用、経費削減に取り組み、事業活動の維持・継続に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、ITソリューション事業の売上が増加したことにより8,487百万円（前年同期比1.6%増）となりました。又、利益面につきましては、生産性の向上、諸経費の削減などにより、営業利益は591百万円（前年同期比19.0%増）、経常利益は650百万円（前年同期比18.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、保有株式の売却に伴い投資有価証券売却益を計上したことなどにより643百万円（前年同期比71.0%増）となりました。

(2) 事業部門別の状況

事業部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

① ITソリューション事業

ITソリューション事業につきましては、金融・証券・保険、官公庁・自治体などの受注が増加したことなどにより、売上高8,383百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

② ITサービス事業

ITサービス事業につきましては、感染症の影響によるパッケージソフトウェア関連のカスタマイズ作業の受注減少などにより、売上高は103百万円（前年同期比19.0%減）となりました。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第40期 (2017年9月期)	第41期 (2018年9月期)	第42期 (2019年9月期)	第43期 (当連結会計年度 (2020年9月期))
売上高(百万円)	7,398	7,804	8,355	8,487
経常利益(百万円)	383	500	550	650
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	206	345	376	643
1株当たり当期純利益	27円01銭	45円07銭	48円81銭	83円24銭
総資産(百万円)	6,035	6,722	6,889	7,520
純資産(百万円)	3,998	4,449	4,872	5,264

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第40期の期首に行われたと仮定して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第40期 (2017年9月期)	第41期 (2018年9月期)	第42期 (2019年9月期)	第43期(当期) (2020年9月期)
売上高(百万円)	7,398	7,803	8,355	8,487
経常利益(百万円)	521	492	550	650
当期純利益(百万円)	206	345	376	643
1株当たり当期純利益	27円01銭	45円07銭	48円81銭	83円24銭
総資産(百万円)	5,962	6,671	6,911	7,559
純資産(百万円)	4,156	4,553	4,828	5,202

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第40期の期首に行われたと仮定して算出しております。

- (4) 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資は9,220千円であり、その主なものは社内業務用ソフトウェアの取得であります。
- (5) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (7) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (9) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

今後の世界経済は、感染症の影響により、多くの国や地域で大変厳しい状況に置かれることが予測されます。このような経済的影響からIT投資全般の抑制の傾向が顕在化しつつあります。当社グループにおいては、リモートワークやオンライン会議の活用等の各種施策を迅速に実施し、社員の安全を確保しつつ事業活動の維持・継続に努めてまいりました。

このような状況の中で当社グループは、市場や顧客の動向を注視し、対処しながら、中期経営計画「Challenge the future 2022」の2年目として、チャレンジの継続により成長を加速させるとともに、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

① 収益構造改革への挑戦

- ・エンドユーザー取引を拡大し、売上及び収益性の向上を図る
- ・一括請負を拡大し、収益基盤を強化する

② 新たな技術領域への挑戦

- ・先端技術を活用している顧客の開拓を行い、共に成長を目指す
- ・SoE型システムに対応する開発力を強化する

③ 新規事業創出への挑戦

- ・体制強化による戦略・企画立案力の向上
- ・アライアンス・M&Aの活用による、新規事業創出のスピードアップ

④ 挑戦の主役となる社員を輝かせる

- ・重要プロジェクトへの抜擢人事
- ・技術専門のキャリアパス制定

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社LOCOBEE	30百万円	100.0%	インバウンド向けインターネットサービスの企画、研究、開発、運営

(12) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

- ① コンピュータシステムの運営管理の受託
- ② 情報処理サービス、情報提供サービス及びそのコンサルティング並びにこれらに関する労働者派遣業務
- ③ コンピュータソフトウェアの開発、販売
- ④ 小型コンピュータ、コンピュータ関連機器及び事務用機器の仲介、販売、貸付

(13) 事業所 (2020年9月30日現在)

本 社 東京都品川区南大井六丁目22番7号
開発センタ 茨 城 (茨城県土浦市)

(14) 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
774名	3名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
769名	3名減

(15) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 7,732,270株
- (3) 株主数 2,300名
- (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
一般財団法人IC齋藤育英会	933,026 株	12.07 %
IC従業員持株会	561,338	7.26
株式会社スカラ	250,000	3.23
光通信株式会社	236,900	3.06
史海波	220,000	2.85
山田亨	192,050	2.48
上野正敏	191,000	2.47
小沢庸司	160,362	2.07
庄子浩	155,200	2.01
上野誠治	145,000	1.88

(注) 持株比率は、自己株式（508株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 良二	執行役員
代表取締役副社長	三澤 昇平	執行役員事業戦略本部長兼事業開発室長
取 締 役	吉田 明芳	上席執行役員経営企画室長
取 締 役	大代 一寿	上席執行役員管理本部長
取 締 役	池田 貴志	上席執行役員ソフトウェアソリューション本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	若林 博之	
取 締 役 (監査等委員)	篠 三郎	
取 締 役 (監査等委員)	中田 裕規	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）篠三郎氏及び中田裕規氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）若林博之氏は、長年にわたり他社にて経理業務の経験を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社内の情報収集の拡充と共有を図ると共に、内部監査室との十分な連携を通じて監査・監督機能を高めるため、取締役（監査等委員）若林博之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）中田裕規氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
代表取締役会長	山田 亨	執行役員	2019年12月20日
取 締 役 (監査等委員)	藤田 稔		2019年12月20日

(注) 取締役山田亨氏、取締役（監査等委員）藤田稔氏は、任期満了による退任であります。

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
三 澤 昇 平	代表取締役副社長執行役員 事業戦略本部長	代表取締役副社長執行役員 事業戦略本部長兼事業開発室長	2020年10月1日
吉 田 明 芳	取締役上席執行役員	取締役上席執行役員経営企画室長	2020年10月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）若林博之氏、篠三郎氏及び中田裕規氏は、損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (監査等委員を除く)	6名	91,986千円
取 締 役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	15,400千円 (3,400千円)
合 計	10名	107,386千円

- (注) 1. 2015年12月18日の株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず。）は、年額200,000千円、2015年12月18日の株主総会の決議による取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額30,000千円であります。
2. 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額12,646千円を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額（賞与を含む。）は3,040千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係
該当事項はありません。
- ② 当社又は特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	篠 三 郎	当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に参加し議案の審査に必要な発言を適宜行いました。又、監査等委員会13回のうち12回に出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中 田 裕 規	2019年12月20日に社外取締役（監査等委員）就任後に開催された当事業年度開催の取締役会16回のすべてに参加し議案の審査に必要な発言を適宜行いました。又、監査等委員会10回のすべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
井上監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,360千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	14,360千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

又、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効果的に行われることを確保するために、取締役会等で十分審議しなければならない。

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、経営機能に対する監視・監督を行うこととしており、業務執行取締役の法令違反の制御・防止に寄与するものとする。

又、内部通報制度を設け、役員及び使用人等が、社内において法令違反、不正行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、管理本部長又は顧問弁護士に通報しなければならないと定める。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程、その他の管理規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書又は磁気記録的な媒体に記録し保存する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業の社会的責任遂行、法令遵守の観点から社内規程の整備や諸施策を実施するとともに、ISO-9001:2000（現在は更新により2015）を認証取得し、製品に万全を期する。又、取引の中で個人情報など各種情報を取り扱うため、2003年10月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報に関する法令やその他規範の遵守を徹底している。2011年6月にはISO/IEC27001:2005（現在は更新により2013）を認証取得し、ISMSの基準に基づいた情報セキュリティ管理を行っている。

なお、不測の事態が万一発生した場合には、経営トップに迅速に情報が報告され、迅速かつ適切な対応により損害を最小限に抑える体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営上の重要事項は、取締役会にて決裁される仕組みになっており、各事業部門の懸案事項などの情報が速やかに報告され効率的に牽制を行っている。又、取締役は、毎月1回開催される取締役会と臨時取締役会に加え取締役間で随時打ち合わせを行い、経営環境の変化などによる戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議など会社の業務執行を効率的に行っている。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行っている。又、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社担当取締役と子会社経営陣とが随時情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っている。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査等委員会が求めた場合、その職務を補助すべき従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にする。又、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- 2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利益な扱いを受けることがないようにする。
- 3) 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、監査等委員会の職務の執行に関するものではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役・使用人は各監査等委員の要請に応じて、必要な報告及び情報の提供を行う。又、当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに、当該事実を監査等委員に報告する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するため、監査等委員は重要な会議に出席できる。

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。又、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査室との意見交換を行い監査の実効性を確保する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持たず、又、不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

内部統制につきましては、年1回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、適正な内部統制システムの構築・運用に努めております。

経営理念の浸透やコンプライアンスにつきましては、定例の内部統制委員会において、使用人への理解と向上を図りました。又、定例の委員会を通じて各部門における運用状況を確認しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。財務体質の強化と将来の事業基盤の拡大に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続に留意し、業績等を勘案の上、株主の皆様への利益配分政策を実施することを基本方針としております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
又、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,549,442	流動負債	1,785,667
現金及び預金	3,995,811	買掛金	187,188
売掛金	1,476,745	未払金	461,171
仕掛品	4,279	未払費用	83,977
前払費用	58,723	未払法人税等	250,307
その他	13,882	未払消費税等	195,425
		前受金	1,195
固定資産	1,971,101	預り金	13,630
有形固定資産	13,902	賞与引当金	576,939
建物	7,985	役員賞与引当金	14,276
工具、器具及び備品	2,884	その他	1,555
土地	3,032	固定負債	470,626
無形固定資産	10,727	退職給付に係る負債	454,913
ソフトウェア	9,053	役員退職慰労引当金	15,218
ソフトウェア仮勘定	371	その他	495
電話加入権	1,302	負債合計	2,256,294
投資その他の資産	1,946,471	純資産の部	
投資有価証券	1,725,914	株主資本	4,437,166
従業員に対する長期貸付金	212	資本金	407,874
長期前払費用	5,368	資本剰余金	437,503
敷金及び保証金	24,248	利益剰余金	3,591,934
会員権	17,960	自己株式	△145
保険積立金	65,381	その他の包括利益累計額	827,082
繰延税金資産	114,369	その他有価証券評価差額金	764,948
その他	0	退職給付に係る調整累計額	62,133
貸倒引当金	△6,985	純資産合計	5,264,249
資産合計	7,520,543	負債・純資産合計	7,520,543

連結損益計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,487,019
売上原価		6,802,626
売上総利益		1,684,393
販売費及び一般管理費		1,092,905
営業利益		591,487
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	45,907	
助成金収入	6,828	
雑収入	7,102	59,911
営業外費用		
雑損失	662	662
経常利益		650,735
特別利益		
投資有価証券売却益	289,251	289,251
特別損失		
固定資産廃棄損	0	
投資有価証券評価損	16,317	16,317
税金等調整前当期純利益		923,669
法人税、住民税及び事業税	319,115	
法人税等調整額	△39,036	280,078
当期純利益		643,590
親会社株主に帰属する当期純利益		643,590

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	407,874	437,503	3,110,710	△145	3,955,942
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△162,367		△162,367
親会社株主に 帰属する当期純利益			643,590		643,590
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	481,223	—	481,223
当 期 末 残 高	407,874	437,503	3,591,934	△145	4,437,166

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	872,091	44,006	916,098	4,872,041
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△162,367
親会社株主に 帰属する当期純利益				643,590
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△107,142	18,126	△89,015	△89,015
当期変動額合計	△107,142	18,126	△89,015	392,208
当 期 末 残 高	764,948	62,133	827,082	5,264,249

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,545,372	流動負債	1,796,967
現金及び預金	3,990,212	買掛金	187,188
売掛金	1,476,745	未払金	479,102
仕掛品	4,279	未払費用	83,445
前渡金	770	未払法人税等	250,127
前払費用	58,581	未払消費税等	193,275
その他	14,783	前受金	1,195
		預り金	13,572
		賞与引当金	574,858
		役員賞与引当金	12,646
		その他	1,555
固定資産	2,013,893	固定負債	560,182
有形固定資産	13,902	退職給付引当金	544,469
建物	7,985	役員退職慰勞引当金	15,218
工具、器具及び備品	2,884	その他	495
土地	3,032		
無形固定資産	10,727	負債合計	2,357,150
ソフトウェア	9,053		
ソフトウェア仮勘定	371	純資産の部	
電話加入権	1,302	株主資本	4,437,166
投資その他の資産	1,989,263	資本金	407,874
投資有価証券	1,725,914	資本剰余金	437,503
関係会社株式	0	資本準備金	389,037
長期貸付金	181,000	その他資本剰余金	48,466
従業員に対する長期貸付金	212	利益剰余金	3,591,934
長期前払費用	5,368	利益準備金	42,116
敷金及び保証金	24,248	その他利益剰余金	3,549,818
会員権	17,960	別途積立金	525,000
保険積立金	65,381	繰越利益剰余金	3,024,818
繰延税金資産	141,791	自己株式	△145
その他	0	評価・換算差額等	764,948
貸倒引当金	△172,614	その他有価証券評価差額金	764,948
資産合計	7,559,265	純資産合計	5,202,115
		負債・純資産合計	7,559,265

損 益 計 算 書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,487,019
売 上 原 価		6,802,626
売 上 総 利 益		1,684,393
販売費及び一般管理費		1,092,521
営 業 利 益		591,871
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,758	
受 取 配 当 金	45,907	
受 取 賃 貸 料	1,440	
助 成 金 収 入	6,828	
雑 収 入	7,102	
そ の 他	30	64,066
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,720	
雑 損 失	662	5,382
経 常 利 益		650,555
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	289,251	289,251
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,317	16,317
税 引 前 当 期 純 利 益		923,489
法人税、住民税及び事業税	318,935	
法 人 税 等 調 整 額	△39,036	279,898
当 期 純 利 益		643,590

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別 途 積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	407,874	389,037	48,466	42,116	525,000	2,543,594
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△162,367
当 期 純 利 益						643,590
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	481,223
当 期 末 残 高	407,874	389,037	48,466	42,116	525,000	3,024,818

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△145	3,955,942	872,091	4,828,034
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△162,367		△162,367
当 期 純 利 益		643,590		643,590
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			△107,142	△107,142
当事業年度中の変動額合計	—	481,223	△107,142	374,081
当 期 末 残 高	△145	4,437,166	764,948	5,202,115

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

株式会社 インフォメーションクリエイティブ
取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 林 映男 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 勝博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インフォメーションクリエイティブの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォメーションクリエイティブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月17日

株式会社インフォメーションクリエイティブ
取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 林 映男 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木勝博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インフォメーションクリエイティブの2019年10月1日から2020年9月30日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査しました。また、会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会社については「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月18日

株式会社インフォメーションクリエイティブ 監査等委員会

監査等委員 若 林 博 之 ㊞

監査等委員 篠 三 郎 ㊞

監査等委員 中 田 裕 規 ㊞

(注) 監査等委員篠 三郎及び中田 裕規は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。財務体質の強化と将来の事業基盤の拡大に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の維持継続に留意し、業績等を勘案の上、株主の皆様への利益配分政策を実施することを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえ、第43期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしますとともに、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、普通配当21円に2円増配し、さらに特別配当10円を加え、1株につき33円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき33円 総額 255,148,146円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月21日

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く）4名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である者を除く）全員（5名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして監査等委員会からの特段の意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である者を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	さいとう りょうじ 齋藤 良二 (1961年11月20日生)	1980年11月 当社入社 2004年4月 テクニカル営業本部茨城開発センタ長就任 2013年10月 ソリューション開発本部長就任 2013年12月 取締役ソリューション開発本部長就任 2016年7月 取締役テクニカル運用本部長兼テクニカル運用本部第3部長就任 2017年10月 取締役事業戦略本部長就任 2017年12月 取締役上席執行役員事業戦略本部長就任 2019年10月 取締役社長執行役員就任 2019年12月 代表取締役社長執行役員就任 現在に至る	47,800株	なし
2	みさわ しやうへい 三澤 昇平 (1978年5月17日生)	2002年4月 当社入社 2016年10月 ITソリューション事業部ソリューション営業本部営業部長就任 2018年6月 執行役員事業戦略本部事業開発部長就任 2019年10月 副社長執行役員事業戦略本部長兼事業開発室長就任 2019年12月 代表取締役副社長執行役員事業戦略本部長兼事業開発室長就任 2020年10月 代表取締役副社長執行役員事業戦略本部長就任 現在に至る	2,600株	なし

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	おお しろ かず ひさ 大 代 一 寿 (1965年2月12日生)	1987年3月 当社入社 2004年10月 システムソリューション2部長就 任 2012年10月 テクニカル営業本部テクニカルソ リューション3部長就任 2015年10月 ITソリューション事業部ソリュー ション開発本部長就任 2017年10月 経営企画室長就任 2017年12月 取締役経営企画室長就任 2017年12月 取締役執行役員経営企画室長就任 2019年10月 取締役上席執行役員管理本部長就 任 現在に至る	4,000株	なし
4	いけ だ たか し 池 田 貴 志 (1971年7月16日生)	1994年4月 当社入社 2013年10月 ITソリューション開発本部第1部 長就任 2019年3月 執行役員開発ソリューション本部 長就任 2019年10月 上席執行役員ソフトウェアソリュ ーション本部長就任 2019年12月 取締役上席執行役員ソフトウエア ソリューション本部長就任 現在に至る	4,300株	なし

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役篠三郎氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
こばやし すすひろ 小林靖弘 (1969年5月28日生)	1992年4月 株式会社リクルート入社 1999年4月 株式会社エムティーアイ上級 執行役員 2002年10月 アクセルマーク株式会社代表 取締役 2003年10月 株式会社セプテーニ社外取締 役 2011年10月 株式会社コバ代表取締役（現 任） 2013年5月 株式会社マックスサポート社 外監査役（現任） 2016年5月 株式会社ジェイマックスリク ルートメント社外取締役（現 任） 2016年9月 テモナ株式会社社外取締役 （現任） 2017年5月 株式会社MMB代表取締役（現 任） 2018年1月 株式会社アイドマホールディ ングス社外取締役（現任） 2019年5月 株式会社ビスカス社外取締役 （現任） 2019年12月 株式会社H2非常勤監査役（現 任） 現在に至る	一株	なし

- (注) 1. 小林靖弘氏は、社外取締役候補者であります。
2. 小林靖弘氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査・監督していただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
3. 小林靖弘氏が選任された場合、当社は同氏との間で、法令が規定する限度額に責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、小林靖弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2015年12月18日開催の第38回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内といたします。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年31千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

なお、本議案に関しまして監査等委員会からの特段の意見はございませんでした。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都大田区大森北一丁目6番16号
大森東急REIホテル 5階フォレストルーム
電話 (03)-3768-0109 (代表)

交 通：JR京浜東北線 大森駅下車 中央改札口 徒歩1分

